				(九)	(十)	(十一)				(十二)			
					階床選択機				巻上機				
				接地				減速歯車			綱車又は巻胴		
次側が電気的に分離されたヒューズが設けられ、他方が接地された一次側が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。）				接地の状況	表示灯の点灯の状況	呼びの応答の状況		潤滑油の油量の状況	潤滑油の劣化の状況	歯の状況（ウォーム・ホイール式のものに限る。）	綱車と主索のかかりの状況（巻胴式のものを除く。）	回転の状況	欠損及びき裂の状況
				触診により確認する。	目視により確認する。	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。		オイルゲージ等を目視により確認する。	色及び不純物を目視により確認する。	異常音及び異常な振動がないか確認し、異常音又は異常な振動が認められる場合にあっては、歯の段差及び欠損について目視により確認し又は測定する。	溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間を測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	振動を触診及び聴診により確認する。	目視により確認する。
のにあっては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあっては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。				接地線が接地端子に緊結されていないこと。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。		油量が適量でないこと。	著しい変色又は摩耗粉があること。	イ　歯厚が設置時の八分の七未満であること又は運行に支障が生ずるおそれがあること。 ロ　異常音又は異常な振動があること。	溝と主索のすき間が十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること又はU溝を除く溝で主索が底当たりしていること。	回転時に異常音又は異常な振動があること。	欠損又はき裂があること。

| | | | | | | | | | | |